

令和 2 年 9 月 4 日

ねる会議 御中

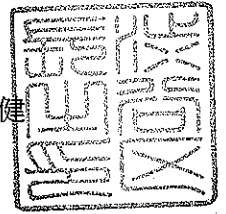
特定非営利活動法人アジア女性資料センター 御中

Broken Rainbow-Japan 御中

ふえみん婦人民主クラブ 御中

ノラ 御中

渋谷区長 長谷部 健



苦情申し立てに対する回答の追加説明

令和 2 年 7 月 20 日付で貴団体よりいただきました、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例第 15 条に基づく苦情申し立てに対しまして、令和 2 年 7 月 31 日付 2 渋谷総取第 170 号にて回答しました。その後、本回答を同条例第 14 条に基づき設置されている「渋谷区男女平等・多様性社会推進会議」に共有したところ、ご意見をいただきましたので、先般の回答につきまして追加の説明をするとともに、お詫びを申し上げます。

記

1 苦情申し立て内容について

今回の特別定額給付金に係る「確認書」の発行におきまして、相談に来られた男性暴力被害者の方、並びに支援者の方に、窓口や電話等の一連の流れにおきまして、状況や心情に寄り添った対応ができず、また特別定額給付金の受給に不安な思いをさせてしまったことに対しまして、心よりお詫び申し上げます。今後、職員の接遇の向上を図り、区民の皆さまに寄り添った窓口対応ができるよう改善を図ってまいります。

2 今後の対応について

今回の事象発生以降、特別定額給付金に係る男性暴力被害者への確認書発行については庁内での統一的な対応を徹底いたしました。

また、男性暴力被害者に対する支援につきましては、性別や年齢にかかわらず相談できる DV 被害者支援体制の構築や配偶者暴力相談支援センター機能の早急な整備など、関連法令を基に、渋谷区の実態に即した支援制度構築を検討しているところです。

今回の苦情申し立てを真摯に受けとめまして、暴力被害のみならず、誰も取り残さない仕組みの構築と、職員の適切な接遇にて、区民の皆さまに寄り添った区政運営を行うよう努めてまいります。

<本件に関するお問い合わせ先>

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町 23 番 21 号

渋谷区文化総合センター大和田 8 階

TEL : 03-3464-3395 FAX : 03-3464-3398